

1割負担

介護老人保健施設 春風のころ 長期入所料金一覧表 (R1.10.1～)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
共通加算		施設サービス費	802 円	848 円	912 円	966 円	1,020 円
		栄養マネジメント加算	15 円	15 円	15 円	15 円	15 円
		サービス提供強化加算	19 円	19 円	19 円	19 円	19 円
		夜勤職員配置加算	25 円	25 円	25 円	25 円	25 円
		計	861 円	907 円	971 円	1,025 円	1,079 円
第1段階 ①生活保護受給者 ②境界層該当者 ③市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 ④預貯金などの資産が一定額以下(単身1000万円、夫婦2000万円)	居住費	820 円	820 円	820 円	820 円	820 円	
	食費	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	
	1日利用料	1,981 円	2,027 円	2,091 円	2,145 円	2,199 円	
	1ヶ月(30日)	59,430 円	60,810 円	62,730 円	64,350 円	65,970 円	
第2段階 ①境界層該当者 ②市町村民税世帯非課税(合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入)で年額が81万円以下の方 ③預貯金などの資産が一定額以下(単身1000万円、夫婦2000万円)	居住費	820 円	820 円	820 円	820 円	820 円	
	食費	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円	
	1日利用料	2,071 円	2,117 円	2,181 円	2,235 円	2,289 円	
	1ヶ月(30日)	62,130 円	63,510 円	65,430 円	67,050 円	68,670 円	
第3段階 ①境界層該当者 ②市町村民税世帯非課税であって利用者負担第2段階に該当しない方 ③市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される方 ④預貯金などの資産が一定額以下(単身1000万円、夫婦2000万円)	居住費	1,310 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円	
	食費	650 円	650 円	650 円	650 円	650 円	
	1日利用料	2,821 円	2,867 円	2,931 円	2,985 円	3,039 円	
	1ヶ月(30日)	84,630 円	86,010 円	87,930 円	89,550 円	91,170 円	
第4段階 上段第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方	居住費	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	
	食費	1,392 円	1,392 円	1,392 円	1,392 円	1,392 円	
	1日利用料	4,259 円	4,305 円	4,369 円	4,423 円	4,477 円	
	1ヶ月(30日)	127,770 円	129,150 円	131,070 円	132,690 円	134,310 円	

特別室料	特別室Bタイプ:冷蔵庫付き(1,000円/日) 特別室Aタイプ:ミニキッチン付き(2,000円/日) 特別室:浴室、ミニキッチン付き(5,000円/日)
別途共通加算	・介護処遇改善加算Ⅰ(総単位数に39/1000を乗じた単位数の一分割) ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(総単位数に21/1000を乗じた単位数の一分割)
個別加算	・初期加算(31円/日) ・療養食加算(6円/回) ・短期リハビリテーション加算(247円/日) ・経口維持加算Ⅰ(411円/日) ・経口維持加算Ⅱ(103円/日)
	・入所前後訪問指導加算Ⅰ(463円/日) ・試行的退所時指導加算(411円/日) ・退所時情報提供加算(514円/日) ・退所前連携加算(514円/日)
	・外泊時加算(372円/日) ・ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日:164円/日 死亡日の前日・前々日:842円/日 死亡日:1,695円/日)
	・低栄養リスク改善加算(308円/月) ・再入所時栄養連携加算(411円/回) ・褥瘡マネジメント加算(10円/月) ・所定疾患施設療養費Ⅰ(245円/日)【裏面参照】

2割負担

介護老人保健施設 春風のころ 長期入所料金一覧表 (R1.10.1～)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
共通加算	施設サービス費	1,604 円	1,696 円	1,824 円	1,932 円	2,040 円	
	栄養マネジメント加算	29 円	29 円	29 円	29 円	29 円	
	サービス提供強化加算	37 円	37 円	37 円	37 円	37 円	
	夜勤職員配置加算	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円	
	計	1,720 円	1,812 円	1,940 円	2,048 円	2,156 円	
負担割合2割	①合計所得金額が年間160万円以上 ②世帯内の課税年金収入+年金以外の所得金額が一定額以上 (単身280万、2人以上で346万)	居住費	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円
	食費	1,392 円	1,392 円	1,392 円	1,392 円	1,392 円	
	1日利用料	5,118 円	5,210 円	5,338 円	5,446 円	5,554 円	
	1ヶ月(30日)	153,540 円	156,300 円	160,140 円	163,380 円	166,620 円	
特別室料		特別室Bタイプ:冷蔵庫付き(1,000円/日) 特別室Aタイプ:ミニキッチン付き(2,000円/日) 特別室:浴室、ミニキッチン付き(5,000円/日)					
別途共通加算		・介護処遇改善加算 I (総単位数に39/1000を乗じた単位数の二割分) ・介護職員等特定処遇改善加算 I (総単位数に21/1000を乗じた単位数の二割分)					
個別加算		・初期加算(62円/日) ・療養食加算(12円/回) ・短期リハビリテーション加算(493円/日) ・経口維持加算 I (822円/日) ・経口維持加算 II (206円/日)					
		・入所前後訪問指導加算 I (925円) ・試行的退所時指導加算(822円/日) ・退所時情報提供加算(1,027円/日) ・退所前連携加算(1,027円/日)					
		・外泊時加算(744円/日) ・ターミナルケア加算(死亡日以前4～30日:328円/日 死亡日の前日・前々日:1,684円/日 死亡日:3,390円/日)					
		・低栄養リスク改善加算(616円/月) ・再入所時栄養連携加算(822円/回) ・褥瘡マネジメント加算(21円/月) ・所定疾患施設療養費 I (490円/日)【下記参照】					

【所定疾患施設療養費算定について】
 平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

■条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ④ 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成30年度実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	7
日数	0	7	0	0	0	12	0	0	0	0	7	14	40

平成30年度実績(内訳)

イ 肺炎	7人(40日)
ロ 尿路感染症	0人(0日)
ハ 带状疱疹	0人(0日)

3割負担

介護老人保健施設 春風のころ 長期入所料金一覧表 (R1.10.1~)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
共通加算	施設サービス費	2,406 円	2,544 円	2,736 円	2,898 円	3,060 円
	栄養マネジメント加算	44 円	44 円	44 円	44 円	44 円
	サービス提供強化加算	56 円	56 円	56 円	56 円	56 円
	夜勤職員配置加算	74 円	74 円	74 円	74 円	74 円
	計	2,580 円	2,718 円	2,910 円	3,072 円	3,234 円
負担割合3割 ①合計所得金額が年間160万円以上 ②世帯内の課税年金収入+年金以外の所得金額が一定額以上 (単身280万、2人以上で346万)	居住費	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円
	食費	1,392 円	1,392 円	1,392 円	1,392 円	1,392 円
	1日利用料	5,978 円	6,116 円	6,308 円	6,470 円	6,632 円
	1ヶ月(30日)	179,340 円	183,480 円	189,240 円	194,100 円	198,960 円
特別室料	特別室Bタイプ:冷蔵庫付き(1,000円/日) 特別室Aタイプ:ミニキッチン付き(2,000円/日) 特別室:浴室、ミニキッチン付き(5,000円/日)					
別途共通加算	・介護処遇改善加算 I (総単位数に39/1000を乗じた単位数の三割分) ・介護職員等特定処遇改善加算 I (総単位数に21/1000を乗じた単位数の三割分)					
個別加算	・初期加算(93円/日) ・療養食加算(19円/回) ・短期リハビリテーション加算(740円/日) ・経口維持加算 I (1,233円/日) ・経口維持加算 II (309円/日)					
	・入所前後訪問指導加算 I (1,386円/日) ・試行的退所時指導加算(1,233円/日) ・退所時情報提供加算(1,541円/日) ・退所前連携加算(1,541円/日)					
	・外泊時加算(1,116円/日) ・ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日:492円/日 死亡日の前日・前々日:2,526円/日 死亡日:5,085円/日)					
	・低栄養リスク改善加算(925円/月) ・再入所時栄養連携加算(1,233円/回) ・褥瘡マネジメント加算(31円/月)・所定疾患施設療養費 I (735円/日)【下記参照】					

【所定疾患施設療養費算定について】
 平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

■条件

- 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 イ 肺炎
 ロ 尿路感染症
 ハ 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 算定する場合にあつては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成30年度実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	7
日数	0	7	0	0	0	12	0	0	0	0	7	14	40

平成30年度実績(内訳)

イ 肺炎	7人(40日)
ロ 尿路感染症	0人(0日)
ハ 帯状疱疹	0人(0日)